平成２３年（フ）第１５５号
岡山県倉敷市児島稗田町435番地45
債務者　仲前　博行
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４８号
横浜市港南区港南２丁目19番３号　ボヌール十番館302
債務者　早川　純子
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６９０号
神奈川県海老名市大谷南３丁目23番15号
債務者　櫻庭　　勝
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３号
東京都八王子市寺田町432番地グリーンヒル寺田104―201
債務者　高城　拓也
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３７号
東京都調布市深大寺北町３丁目35番地５弘栄荘102
債務者　水谷　幸枝
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月１日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７８号
長崎県佐世保市日宇町2161番地１、旧住所長崎県佐世保市黒髪町3804番地
債務者　吉永　博之
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第５号
長崎県佐世保市潮見町12番17号　フラット・M105号、住民票上の住所長崎県大村市乾馬場町816番地２　福田アパート202
債務者　杉本　考平
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
長崎県佐世保市椎木町834番地１
債務者　坂本　早苗
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
長崎県佐世保市野中町358番地20
債務者　田中　涼子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長崎県東彼杵郡川棚町上組郷1407番地４
債務者　田崎　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月20日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
栃木県下都賀郡岩舟町大字静2516番地５
債務者　髙橋　秀典
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第４３号
栃木県小山市扶桑３丁目１番10号　扶桑市営住宅30棟495号
債務者　田中　厚夫
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１２３号
川崎市宮前区犬蔵１丁目９番19―205号コーポ堀一、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目40番30号　ＮＯＡハイツ102
債務者　吉原　道彦
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号
川崎市宮前区犬蔵１丁目９番19―205号コーポ堀一、前住所川崎市宮前区犬蔵１丁目40番30号　ノアハイツ102
債務者　大坪　幸惠
1　決定年月日時　平成23年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係